

条例の主な内容

Q6：町内の暴力団事務所を排除したいのですが、どうしたらよいでしょうか？

まずは、警察に相談してください。
暴力団事務所を排除することは、県民の安全及び平穏な生活を確保するため、最優先に取り組むべきことであります。
警察では、住民の暴力団事務所排除活動に対し、暴力団に関する情報を提供したり、排除活動のノウハウを指導したり、排除活動をする方の保護などの全面支援を行います。
警察、行政、住民の方々が一緒になって暴力団事務所排除活動を推進しましょう。

Q7：私が経営する賃貸アパートの一室が、暴力団事務所に使用されたことを知った場合、どのように対処すればいいですか？

まずは、警察に相談してください。
このようなことにならないためには、条例にあるとおり、契約時に利用目的を確認してもらい、もし相手（借り主）が暴力団事務所に使用しようであれば、「条例違反となるので貸せません。」ときっぱり契約を断ってください。
契約をする場合は、あらかじめ賃貸借契約書に「取引する物件を暴力団事務所に使用しないこと」及び「暴力団事務所に使用されたことを知った場合は、催告することなく契約の解除又は買い戻しができる」ことを特約条項で定めておき、事後に暴力団事務所に使用された場合は、その時点で、契約条項に基づき契約を解除することができます。

この条例は、県民が力を合わせて暴力団を排除し、安全で平穏な群馬県を実現するために制定されました。

渡さない

事業者が、暴力団員に資金提供することなどが禁止されます。
(悪質な違反は、公表される場合があります。)

売らない・貸さない

暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引を行うことが禁止されます。
(悪質な違反は、公表される場合があります。)

置かせない

学校等の周辺における暴力団事務所の開設・運営が禁止されます。
(違反した場合は、処罰されます。)

支援する

暴力団を相手とする民事裁判への県の支援が強化されます。

教育する

青少年が暴力団の被害に遭ったり組員にならないように中学・高校などで教育が行われます。

お問い合わせ先

群馬県警察本部
刑事部組織犯罪対策第一課
027-243-0110(代表)

群馬県暴力団排除条例

Q & A

群馬県民

事業者

行政機関

群馬県警察

社会VS暴力団

このリーフレットは、条例の疑問点にお答えするものです。
“県民のみなさんが条例をよく理解し、一丸となって”
群馬県から暴力団を排除し、明るい群馬県を実現しましょう。



群馬県警察本部



Q 1 : なぜ、この条例を制定する必要があったのですか？

県内の暴力団勢力は、平成21年末現在、約1,280人(山口組約190人、住吉会約120人、稲川会約630人、松葉会約240人、その他約100人)を把握しています。

暴力団は、違法行為により資金を獲得しているほか、平成15年には、スナックに居合わせた一般市民3人が、対立抗争の巻き添えで射殺されるという暴力団犯罪史上類をみない事件や数々の射殺事件等を取行するなど、暴力団の存在が県民、事業者に多大な恐怖と不安を与えている極めて厳しい暴力団情勢にあります。

そこで、県民、事業者等が一体となって社会から暴力団を排除する取り組みを進めるための基本となる条例を制定することになったのです。

Q 2 : なぜ、暴力団だけでなく県民や事業者にまで規制を設けなければならないのですか？

県民や事業者のなかには、暴力団から脅されて資金を提供している人、泣き寝入りしている人がいるほか、暴力団と付き合い、利用したりすることは悪いと思わない人もおり、暴力団がなくなならない主要因となっています。

このため県民や事業者に、暴力団との関係を断ち切ってもらうために条例が制定されたものであり、今後、県民や事業者は勇気を持って暴力団を拒絶するようしなければなりません。

暴力団を「恐れない。金を出さない。利用しない。」

Q 3 : 暴力団を排除するために県民は何をするべきでしょうか？

まずは、暴力団が反社会的な集団であることをしっかり理解していただいたうえで、決して暴力団を利用したり、協力したり、交際したりしないようにすべきです。

そして、

地域における暴力団追放運動やイベント活動

子どもが暴力団犯罪の被害に遭わないための防犯教室

警察に対する暴力団に関する情報の提供等について、積極的な参加やご協力をおねがいします。

Q 4 : なぜ、青少年に対して暴力団を排除するための教育が必要なのでしょう？

青少年は、まだ社会経験が浅く、暴力団を美化するようなマンガ、雑誌、ビデオ等に悪影響を受けることが多く、また、暴力団員である先輩と付き合い、暴力団に対して憧れを持つ青少年もいます。

しかしながら、末端組員の中には生活に苦しむ者が多く、一方で組から離脱しようとするれば厳しい制裁を受けるのが現実です。

そのため学校や地域社会において、青少年に対し暴力団の実態を教えて暴力団を美化する誤った考えをなくさせ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、暴力団に加入したりすることを防止するための教育を行う必要があります。

Q 5 : 禁止される「暴力団員等に対する金品その他の財産上の利益(金品等)の供与」とはどのようなことですか？

県民や事業者が、暴力団に活動資金を提供するようなことは、あってはならないことです。

この条例では、事業者が暴力団員等や暴力団員等が指定した者に対し、情を知って暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品等の供与(資金の提供等)することや、その申込若しくは約束することを禁止しています。

「金で済む話なら」などと、安易な気持ちで暴力団と関係をもつのは絶対にやめてください。

Q 5 - 2 : 「暴力団の活動を助長する」こととなる金品等の供与とは？

暴力団の活動を助けることとなるような金品等の供与全般をいいます。

Q 5 - 3 : 「暴力団の運営に資する」こととなる金品等の供与とは？

暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つような金品等の供与をいいます。

他方で、暴力団員に日常生活に必要な商品を適正な価格で販売するといったことは該当しません。